

【古文書集】

一一九一

御料所賀州石川郡森嶋并六ヶ村 長嶋石川・野田同・高島同・宮徳武能美・藤六河北・小豆澤同
久同請切申、於御公用者、無風干水損、毎年嚴密并五貫京着可申候。萬一可爲少分令無沙汰者、雖爲年季之内可有改替候者也。仍請文狀如件。

天文十年三月

(光)
頼

蜷川新右衛門尉殿

天文十年

辛丑

紀元二二〇一

八月廿三日。石川郡白山宮一和尚、同宮莊嚴講所新入衆を舉達す。

【白山比咩神社文書】 石川郡

一一九二

白山寺 莊嚴講所

入衆 不足處

寺籠僧 延命院宮内卿公

右當講衆入衆不足之間、任先例令舉達之狀如件。

天文十年八月廿三日

惣長吏法印大和尚位 黑印

院主權少僧都法眼和尚位 在判

八月廿八日。足利義晴、大館常興をして、能登守護畠山義總にその八朔の禮物を贈れるを謝せしむ。

【大館常興日記】

一一九三

貴札今月廿二日到來、令拜覽候。仍爲八朔御祝儀、御太刀一腰持・五千疋御進上之段致披露之處、能々得其意可令申旨被仰出候。隨而爲御返、御太刀持・御香合雖朱御盆同御給にて候。尤珍重に候。遊佐豊後守可令申給候。恐々謹言。

天文十年
八月廿八日

(大館)
沙彌常興

謹上 修理大夫入道殿御報

十二月廿六日。内藏寮、中興信久・宮本安清に、石川・河北二郡の絹屋座を安堵せしむ。

【言繼卿記】

一一九四

内藏寮下

加賀國河北・石河兩郡絹屋座中事

中興善乘兵衛信久

宮本三郎右衛門安清

右輩論旨以下證文、今度國中依錯亂紛失云々。座中進退領掌如元、不可有相違之旨所被仰出也。仍重書下補任之狀如件。

天文十年十二月廿六日

目代從四位下行長門守藤原朝臣綱家判

天文十一年

壬寅

紀元二二〇二

五月廿二日。大館常興、足利義晴に、能登守護畠山義總の道服着用を許容すべきことを答申す。

【大館常興日記】

一一九五

(義總)
能登守護畠山匠作入道だうぶく御免之御事くるしからず令存候。むかし三職已下少々御免にて着申候つるよし申

天文十一年・十二年

五三九

つたへたる御事にて、此趣よろしく可有言上候。

天文十一年
五月十一日

(大館)
常興

(大館常興)
左衛門佐殿

十月十日。幕府、その料所能美郡長瀧の名主沙汰人をして、年貢・諸公事物を伊勢貞孝代に交付せしむ。

一一九六

【親俊日記】
(伊勢)
伊勢守貞孝申御料所賀州長瀧事、國錯亂以來于今令無沙汰云々。以外次第也。所詮年貢諸公事物、如先々嚴密可沙汰渡貞孝代由、所被仰出之狀如件。

天文十一年
十月十日

晴 孝
貞 孝

當所名主沙汰人中

天文十二年

癸卯

紀元二二〇三

九月廿二日。幕府、江沼郡中に、本願寺をして超勝寺の山城曼殊院門跡領江沼郡富墓莊を違亂